

平成二十五年七月二日受領
答弁第一一八号

内閣衆質一八三第一一八号

平成二十五年七月二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員小池政就君提出司法試験受験回数制限の緩和に伴う経過措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小池政就君提出司法試験受験回数制限の緩和に伴う経過措置に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

法曹養成制度検討会議における法曹の養成に関する制度の在り方に係る意見については、今般、取りまとめが行われたところであるが、政府としては、今後、法曹養成制度関係閣僚会議において、この意見等を踏まえて、法曹の養成に関する制度の在り方や、あるべき制度の実現に向けて講ずべき具体的措置の内容等について検討することとしており、現時点でお尋ねにお答えすることは困難である。